

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
宮本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○公印の改刻

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者指定

○平成二十六年における主要農作物の原種の価格

○保安林の指定の予定

○道路の区域変更

○都市計画変更案の縦覧 (二件)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○土地地区画整理組合の事業計画変更の認可

○土地改良事業計画変更の適当の決定

○開発行為に関する工事の完了 (二件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (一
件)

○かじき等流し網漁業の制限

○宮城県公報第一五三〇号中

(私学文書課)

(障害福祉課)

(農産園芸環境課)

(森林整備課)

(道路課)

(都市計画課)

(同)

(建築宅地課)

(大河原地方振興事務所)

(同)

(建築宅地課)

(警察本部会計課)

(建築宅地課)

(建築宅地課)

(建築宅地課)

(建築宅地課)

(建築宅地課)

(建築宅地課)

(建築宅地課)

告示

○宮城県告示第一六六号

正誤

宮城海区漁業調整委員会

○宮城県公報第一五三〇号中

一七

七

四

四

三

三

二

二

二

二

二

二

二

二

二

一

一

一

宮城県東部
県税事務所
長之印

地
方
機
関
印

一般文書用

旧

新



平成二十六年
二月三日

名 称	種 類	用 途	印 影	使 用 開 始 年 月 日

次のとおり公印を改刻した。
平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名
○四一二二八〇〇〇六二			
○四一二二七〇〇二八八			
○四一二二七〇〇二八八	特別養護老人ホーム 黒川郡和莊郷 字鶴田山大郷町大松沢 三十番地	指定障害福祉サービス	宮城県知事 村井嘉浩
五十九一 一 九 加美町障害者自立支 援センタ 加美町字穴畑	短期入所	短期入所	設置者名
○四一二二八〇〇〇六二			
加美町	社会福祉法人 永樂会	指定年月日	
二月二十六年	平成二十六年四月一日	平成二十六年四月一日	

○宮城県告示第一七七号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月十四日

○宮城県告示第百十八号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十六年二月十四日

原種の種類	原種一キログラム当たりの価格
稻 うるち	三百五十二円
稻 もち	四百三十二円

○宮城県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林予定森林の所在場所
岩沼市寺島字川向四五の三二一、四五の三五から四五の三七まで、四五の三九から四五の四六まで
二 指定の目的
飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、抲伐による。

(二) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次とのおり）は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類	県道
二 道路名	石巻鮎川線
三 道路の区域	

変更の区間		前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前			
石巻市月浦字月浦六五番一地先から 同市侍浜字西山六番一地先まで		一七・六 二一・二	七五・八	
		二二・八 三一・〇	七五・八	

○宮城県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・三・二三一号清水沢多賀城線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

多賀城市八幡一丁目、東田中字志引、八幡字六貫田及び同字一本柳の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

多賀城市八幡一丁目、東田中字志引、八幡字庚田、同字六貫田及び同字一本柳の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び多賀城市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から平成二十六年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、仙塙広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三

三 設立認可の年月日

平成十五年十二月二十四日

四 変更認可の年月日

平成二十六年二月五日

○宮城県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、角田隈東土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十六年二月十四日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 大崎市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三

三 設立認可の年月日

平成十五年十二月二十四日

四 変更認可の年月日

平成二十六年二月五日

○宮城県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塙広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十四日

宮城県大河原地方振興事務所

○宮城県告示第百二十三号
大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

所長 佐野好昭

公 告

- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
- 平成二十六年二月十四日
- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
- 七番 岩沼市相の原二丁目二百二十六番及び二百二十
- 宮城県知事 村井嘉浩
- 岩沼市中央四丁目九番七号
- 有限公司社さいとう

- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
- 平成二十六年二月十四日
- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
- 七番 岩沼市相の原二丁目二百二十六番及び二百二十
- 宮城県知事 村井嘉浩
- 岩沼市中央四丁目九番七号
- 有限公司社さいとう

- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
- 平成二十六年二月十四日
- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
- 七番 岩沼市相の原二丁目二百二十六番及び二百二十
- 宮城県知事 村井嘉浩
- 岩沼市中央四丁目九番七号
- 有限公司社さいとう

- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次とのおり一般競争入札に付す。

平成二十六年二月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

新成エスティート株式会社

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県警察交通管制センターほか端末機器設置箇所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から平成二十六年三月十四日まで

三 縦覧場所

角田市役所、丸森町役場

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第一号に規定する暴力団（以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

（三）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（四）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（五）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを見抜きながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

（六）当該システム機器に対し速やかな復旧対応ができる体制が整備されている者であること。

（七）入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒十九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一ー二二一ー三三三五）へ平成二十六年三月七日（金）午後五時までに提出すること。

（八）入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 2 入札説明書等の交付期限
平成二十六年二月二十四日（月）午後五時まで
- 3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月七日（金）までに必

要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

ただし、郵送による場合は、平成二十六年三月十七日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてに到達すること。

5 開札の日時及び場所

（一）日時 平成二十六年三月十八日（火）午前十時

（二）場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎六階六〇二会議室

五 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び四の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則百十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する

消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に契約手続きを進めているものである。この調達案件に係る歳出予算が不成立となつたときは、入札の中止や契約の解除を行うこととなる。

宮城県公報 第2532号 平成26年2月14日 金曜日

- 9 詳細は入札説明書による。
- 七 概要

Summary

- Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 17, 2013, 5 : 00 p.m.
- Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set
- Date and Place of Bid Selection : 602 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 18, 2013, 10 : 00 a.m.
- Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年二月十四日
- 宮城県知事 村井嘉浩

 - 1 調達案件及び数量 交通信号機制御機等保守点検業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県内一円

〔一〕 入札に付する事項

 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第二百七十四条第一項の再生計画認可

〔二〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団」という。）又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」）といふ）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

〔三〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」といふ。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

〔四〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

〔五〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなさなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例による）又は（更生事件に係るもの）である（）。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者である（）。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十一年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者である（）。

なお、入札に参加しようとするとする者の使用人が入札に参加しようとするとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

〔一〕 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が經營に事実上参加していると認められるとき。

〔二〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

〔三〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」といふ。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

〔四〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

〔五〕 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるところ。

- 8 当該システム機器に対し速やかな復旧対応ができる体制が整備されている者であるところ。
- 三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一-二二二一-二二二二五）へ平成二十六年三月七日（金）午後五時までに提出するところ。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一-二二二一-二二二二七一七一、内線二二二二二二二二）

- 2 入札説明書等の交付期限

平成二十六年二月二十四日（月）午後五時まで

- 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年三月七日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

ただし、郵送による場合は、平成二十六年三月十七日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて一あてに到達するところ。

- 5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年三月十八日（火）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎六階六〇一(会議室)

- 五 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3における審査により資格を有しないことされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

- 六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載するところ。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に契約手続きを進めているものである。この調達案件に係る歳出予算が不成立となつたときは、入札の中止や契約の解除を行つこととなる。

- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 17, 2013, 5:00 pm.

- 2 Item/Service Required : Service of traffic signal control units maintenance - 1 set

- 3 Date and Place of Bid Selection : 602 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 18, 2013, 10:30 am.

- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

宮城県海区漁業調整委員会

○宮城県海区漁業調整委員会指示第一回

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお、やめ

等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。) の操業について、次のとおり制限する。

平成二十六年二月十四日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠山喜勝

一 制限期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十六年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領(以下「要領」という。)で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

三 操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認めた場合には承認の対象としないことがある。

1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者

2 その他委員会が認めた者

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎突端

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

力 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点
キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

4 漁具の制限

(一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。

(二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

5 漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

(三) (一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一ヶ月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

6 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十六年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書(様式第一号)をその住所地を管轄する地方振興事務所を経出し、宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十六年三月七日までとする。ただし、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいふ。以下同じ。）に起因する事由によりやむを得ない場合は、この限りではない。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 操業承認申請一覧表（様式第二号）

(二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書

(三) 印鑑証明書

(四) 漁船原簿謄本

(五) 年間事業計画書（様式第四号）

(六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書

(七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書

(八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本

(九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町一丁目九十一 電話 ○二二二一三六六一一二三三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四一三十二 電話 ○二二二五九五一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	志氣津仙川沼港港 気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七一六 電話 ○二二二六一二三一六八五一

（承認証の書換え交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書

換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（漁獲成績報告書の様式）

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

(別記)
指示様式第1号

宮かいき第 号

- 1 文字及び数字(承認番号)の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。
2 文字、数字(承認番号)及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第2号

船 名
根 拠 地 名

かじき等流し網漁業操業承認申請書
年 月 日
かじき等流し網漁業の操業を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 標識は、黄色の布地とする。
2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

1 操業期間	年	月	日から	年	月	日まで	記
2 操業区域	宮城県地先海面						
3 使用船舶							
(1) 船 名	丸						
(2) 漁船登録番号							
(3) 総 ト ン 数	トン						
(4) 機関の種類及び馬力数	P.S又はキロワット						
4 承認証交付希望港							

要領様式第2号

かじき等流し網漁業操業承認申請一覧表

年 月

漁業協同組合長
(支所運営委員長) 

※印は記入しないこと。

要領様式第3号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚證明書

年 月 日

船名
丸

ト記のとおり当市場に座揚げしたことを見証する。

十一

2 漁船登録番号

3 総トーン数

4 機関の種類及び馬力数

6 陸揚実績表

1

月
日

100

月日

11

一一

四

2

月 日

111

月 日

10 of 10

要領様式第4号

年間事業計画書

漁業種類 区分	漁業		漁業 合計
	漁獲物の種類	漁業期間	
操業期間			
操業日数			
航海数			
漁獲予想数量			
漁獲予想金額			
乗組員数			
人件費			
燃料費			
所要費			
経費			
合計			

(A 4 縱)

宮かじき第 号		
宮かじき第 号		
宮かじき等流し網漁業操業承認証		
住 所	岩手県大船渡市首崎突端	
氏 名	イ ウ エ オ カ キ	
年 月 日から		
年 月 日まで		
操業期間		
操業区域	宮城県地先海面	
使用船舶	丸	
(1) 船 名		
(2) 漁船登録番号	トノ	
(3) 総トン数	P.S.又はキロワット	
機関の種類及び馬力数	ジーゼル	
条件及び制限(裏面記載のとおり)		
塗装しない船舶の使用禁止	かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。	
条件及び制限	1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)を遵守しなければならない。	
漁獲成績報告書の提出の義務	操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。	
承認の取消し	この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。	

条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線によって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。
 - ア 岩手県大船渡市首崎突端
 - イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点
 - ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点
 - エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点
 - オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
 - カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
 - キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限
 - (1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならない。
 - (2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識
敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。
 - (1) 両端部の浮標
 - (2) 昼間にあっては別記様式第2号による標識及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下同じ)、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板
 - (3) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標
 - (4) 昼間にあっては別記様式第2号による標識、夜間にあっては白色の灯火
- 6 1及び2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならぬ。
- 7 かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務
- 9 承認の取消し

承認証交付申請書

年月日

宮城海区漁業調整委員長 殿

年月日

地方振興事務所長 殿

(水産漁港部扱い)

住所
氏名

(印)

住所
氏名

(印)

船主又は操業責任者

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換え交付を申請します。

記

1 承認番号 宮かじき第

号

2 船名

丸

3 記載事項

変更前

変更後

1 承認番号 宮かじき第

号

2 船名

丸

3 記載事項

記	変更前	変更後
1 承認番号	宮かじき第	
2 船名	号丸	
3 漁船登録番号		
4 総トン数	トン	
5 希望日時	年月日時	
6 交付希望港	港	
7 その他の (連絡先等)		

4 書換を必要とする理由

宮城海区漁業調整委員会長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

(16)

要領様式第9号

宮城海区漁業調整委員会長 殿

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

様式番号	県名	漁業種類	整理番号	漁船登録番号	トノ数	P.S.又は キロワット	漁法	通常従業員数	陸揚港
2~6	7・8	9・10	11・12	13・15	16・20	21・25	26・29	30	31・32
1	1	6	1	2	0	*	*	33~35	36~38
&	1	1	6	1	2	0	*	33~35	36~38

機式番号		黒名	漁業種類	整理番号	漁船登録番号	ト 数	P S 又は 半 ト	漁法	通常漁 業貿易 額	陸	揚	港	
1	2~6	7~8	9~10	11~12	13~15	16~20	21~25	26~29	30	31~32	33~35	36~38	
&	1	1	6	1	2	0	*	*	4	3	*	*	*
航海日数	操業日数												
39~41	42~44	45~51		52~54									
			*	~*	*	*	*	*					

備考

1 授網年月日、授網位置等、網及び魚種別漁獲量の欄は、操業一日ごとに記入すること。
2 授網位置は、緯度又は農林省区番号のいずれか一方を記入すればよい。また、緯度は分の単位まで記入し、北緯、南緯、東経、西経の別はいずれか一方に○印をつけること。
3 *印を付した欄は記入しないこと。

○宮城県公報第二五三〇号(平成二十六年二月七日付け)中
ページ
下段
二六行
午まで 平成二十六年三月十二日(水)正
まで 平成二十六年四月八日(月)正午
誤

正 誤